

三条市市道認定基準

平成 17 年 5 月 1 日

訓 令 第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、三条市が新設、改良する道路（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）等に基づく事業により道路管理者と協議の上施工された道路を含む。）以外の道路を、市道路線に認定する場合の一般的な基準を定めるものとする。

(基本的な認定条件)

第 2 条 市道路線認定の基本的条件は、次に掲げる要件を具備するものとする。

- (1) 道路の幅員は 4.0 メートル以上であること。ただし、蓋付き側溝等は構造上支障がなければ道路幅員に含めるものとし、内法 50 センチメートル以下の側溝等については蓋は問わないものとする。
- (2) 道路の起終点がともに国県市道に接続していること、又は一方のみが国県市道に接続している道路であって、他の一方が幅員 2.7 メートル以上の農道等に接続していること。
- (3) 道路の敷地は、すべて三条市に無償寄附するものとする。なお、寄附物件に抵当権等の債務負担がないものであること。
- (4) 道路の構造が次に該当するものであること。

ア 道路の側溝整備をすることにより、公共用地等を経由して流末処理が可能であるもの

イ 路面の状態が良好であり、現状で一般通過交通に支障が認められないもの

ウ 道路管理上支障となる物件がなく、又は支障物件を排除できるもの

エ 1,000 平方メートル規模以上の分譲宅地内道路においては側溝が整備されており、かつ、路面は舗装されているもの

(基本的条件の特例)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するものについては、市道路線として認定できるものとする。

- (1) 公園、学校等公共施設（町内集会所を含む。）に通ずる幅員 4.0 メートル以上の道路で特に必要と認めたもの

- (2) 前条第 1 号の規定にかかわらず、民有地を寄附により道路敷地幅員が 4.5 メートル以上確保されたもので特に必要と認めたもの
- (3) 前条第 2 号の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道株式会社の軌道敷及び河川（敷地幅 3.6 メートル以上）に接続する袋路状の道路で建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で定めた転回広場を設けたもので特に必要と認めたもの。ただし、道路の幅員が 4.0 メートル以上の農道等で特に必要と認めたものは、転回広場の設置は問わない。
- (4) 前条第 1 号の規定にかかわらず、本基準適用前に築造された道路について敷地幅が 4.5 メートル以上あるもの
(認定の手續)

第 4 条 前 2 条の規定により認定するときは、次に掲げる手續をするものとする。

- (1) 道路現況調査申請書（様式第 1 号）
- (2) 認定申請
 - ア 認定申請書（様式第 2 号）
 - イ 一般平面図（位置図）
 - ウ 土地所有者（権利者）の認定同意書（様式第 3 号）
- (3) 寄附申込み
 - ア 土地寄附申込書（様式第 4 号）
 - イ 土地所有権移転登記承諾書（様式第 5 号）
 - ウ 印鑑証明書（法人にあっては資格証明書）

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）の指定を受けた地域については、別表第 1 による基準をこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）から 3 年間適用する。
- 3 栄地区については、別表第 2 による基準を施行日から 3 年間適用する。

別表第 1（附則第 2 項関係）

豪雪地帯対策特別措置法の指定を受けた地域の路線認定基準

認定基準	基準の運用説明
(1) 国県道と集落を結ぶ主要路線 (2) 集落と集落を結ぶ主要路線 (3) 合併前の下田村と隣接市町村を結ぶ重要路線 (4) 集落内居住団地相互を結ぶ主要路線 (5) 公共施設と住居団地相互を結ぶ主要路線 (6) 集落内居住団地の路線	① 既存集落内の生活道路で現に公道としての態様があり、かつ、現道敷全幅を寄附採納できる路線であること。 ② 日常生活に密接な関係があり具体的な改良計画の幅員が、5メートル以上であること。 ③ 除雪時における転回広場の設置が必要であること。

別表第2（附則第3項関係）

栄地区の市道認定基準

（一般道路の認定基準）

- 1 一般道路を市道に認定する場合の基準は、次に該当するものでなければならない。

（1） 市民の日常生活と密接な関係のある道路で、起終点が、国道、県道又は市道に接続するものであること。ただし、行き止まり道路であっても当該路線沿いに住家が3戸以上建築されており、かつ、路線延長がおおむね100m以上のものであること。

（2） 道路幅員が4m以上であること。

（団地造成内道路の認定基準）

- 2 団地造成内の道路を市道に認定する場合の基準は、次に該当するものでなければならない。

（1） 道路管理者と構造等を協議の上、構築されたものであること。

（2） 道路幅員が4m以上であること。

（3） 路面がアスファルト又はコンクリート舗装されており、かつ、側溝が整備されたものであること。

（4） 道路敷地は、無償寄附により、三条市に所有権移転登記を完了されたものであること。

（開発路線の認定基準）

- 3 開発のため、特に道路の新設を必要とする路線を認定する場合の基準は、次に該当するものでなければならない。

（1） 資源の開発、産業の振興、観光開発等の具体的な振興開発計画が樹立され、又は住宅計画若しくは工業団地計画が樹立されている場合において、当該計画を推進するため特に必要と認められるものであること。

（2） 主要交通、流通施設（停車場、卸売市場その他流通業務のため必要な施設）、主要公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設又は地域における共同の福祉施設）又は観光地とを連絡する道路であること。

（既存市道認定基準の特例）

- 4 次のいずれかに該当するものについては、市道として認定することができる。

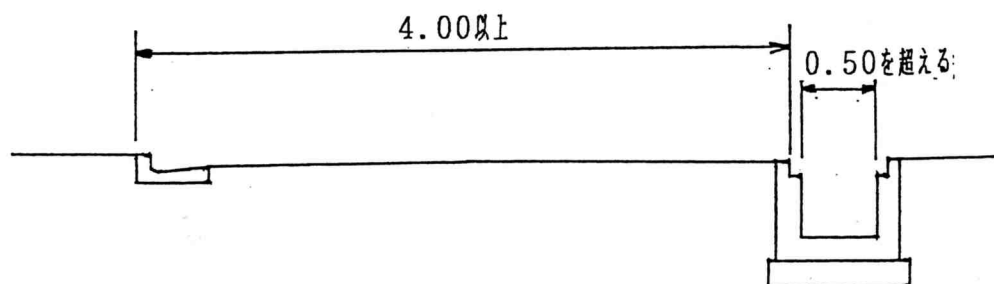
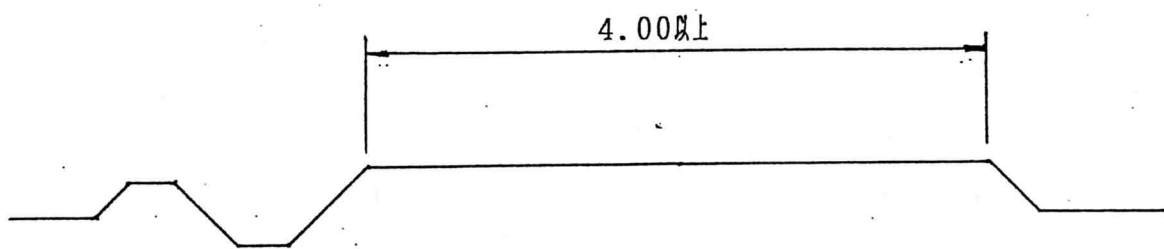
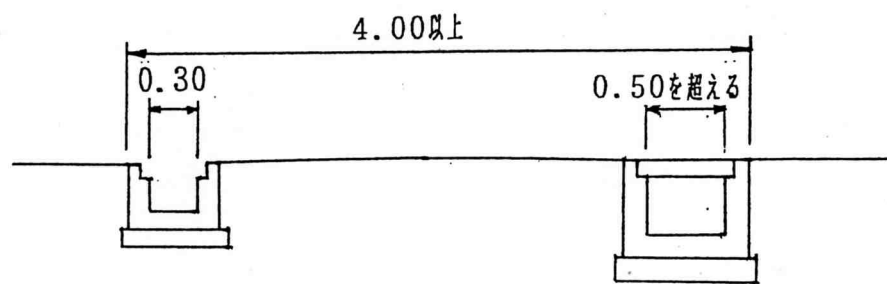
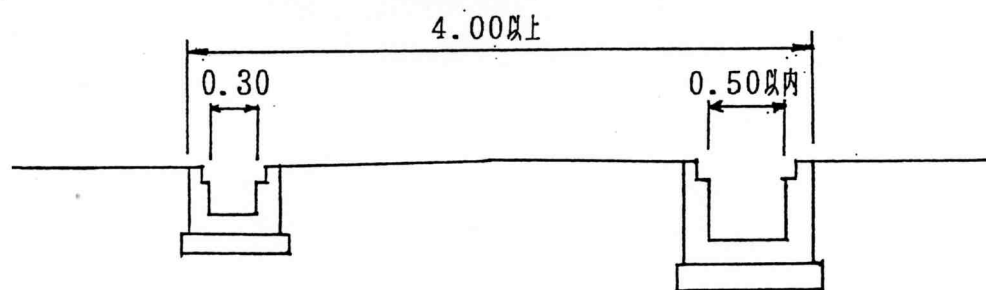
（1） 1の（2）の規定にかかわらず、幅員4m未満の道路でも、市民の日常生活

に密接な関係があり、また、確実かつ具体的な改良計画があり、その計画幅員が4m以上であること。

(2) その他特に市長が必要と認めた道路

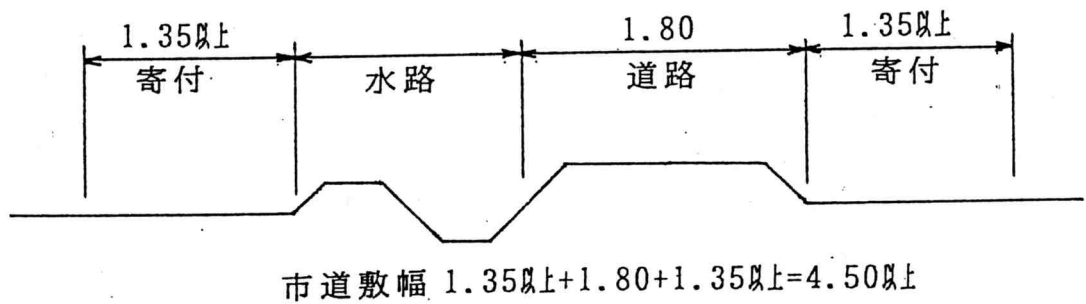
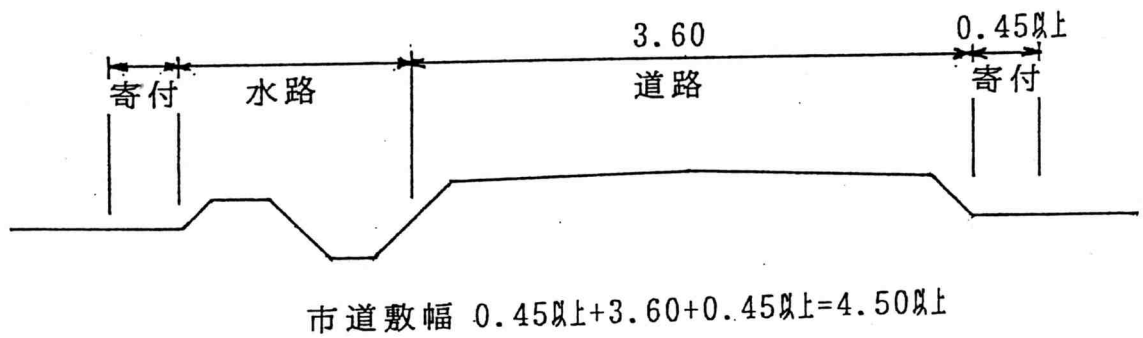
市道認定基準説明図 (横断図)

2-1



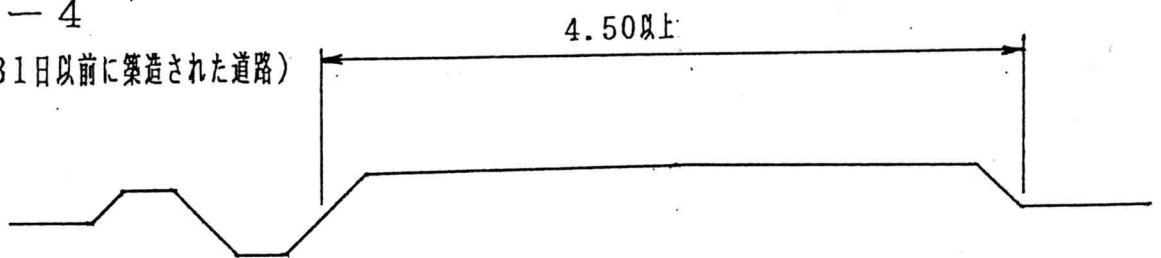
市道認定基準説明図 (横断図)

3-2



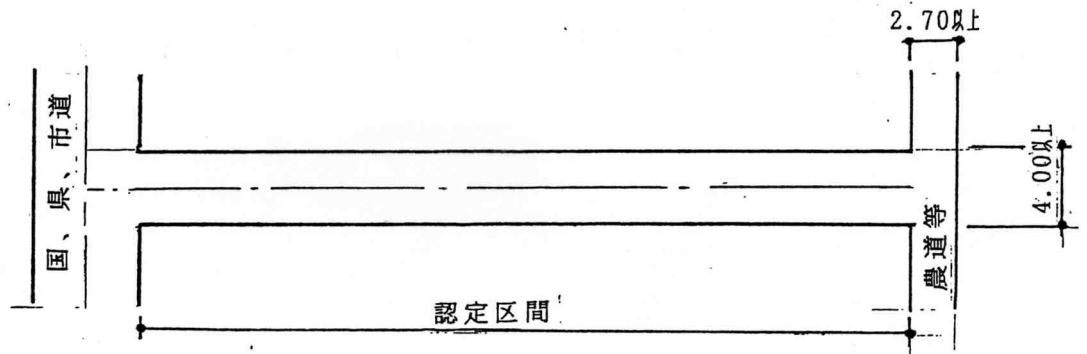
3-4

(昭和58年3月31日以前に築造された道路)

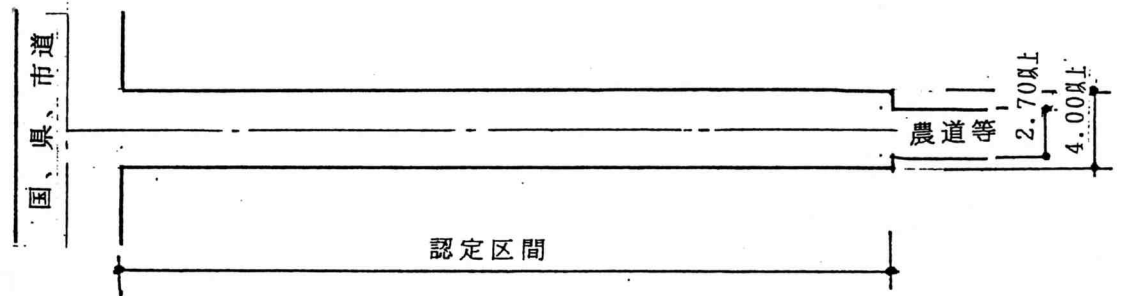


市道認定基準説明図 (平面図)

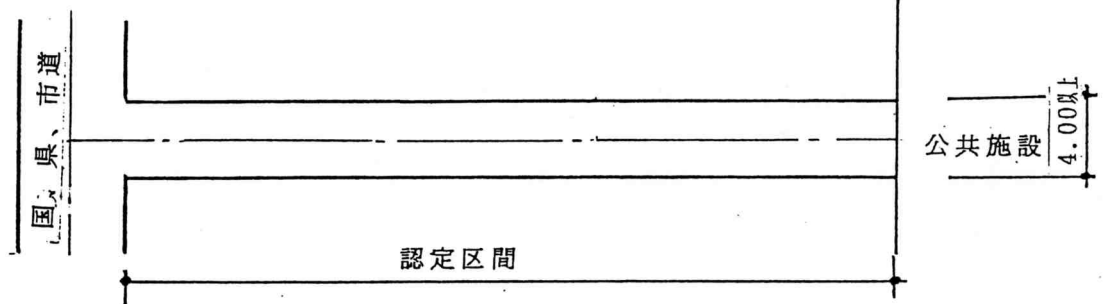
2-2



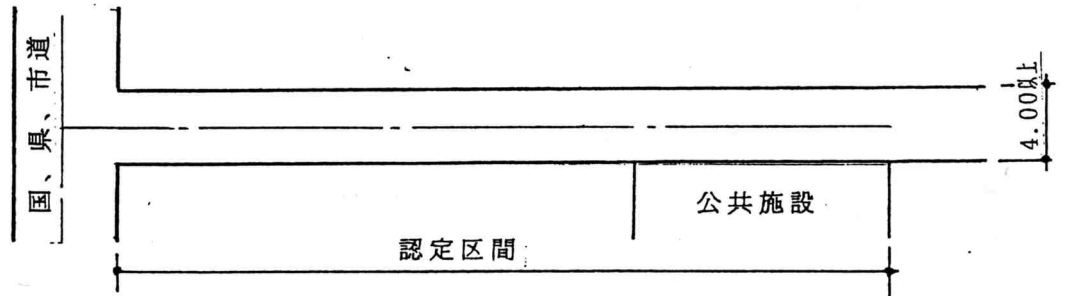
2-2



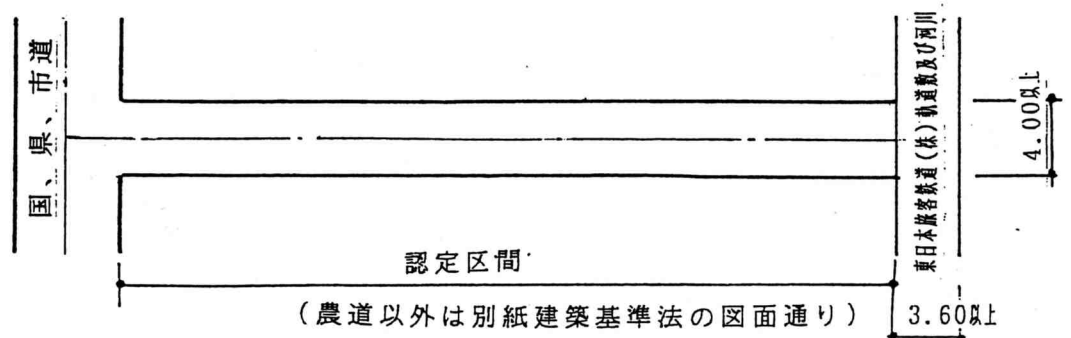
3-1



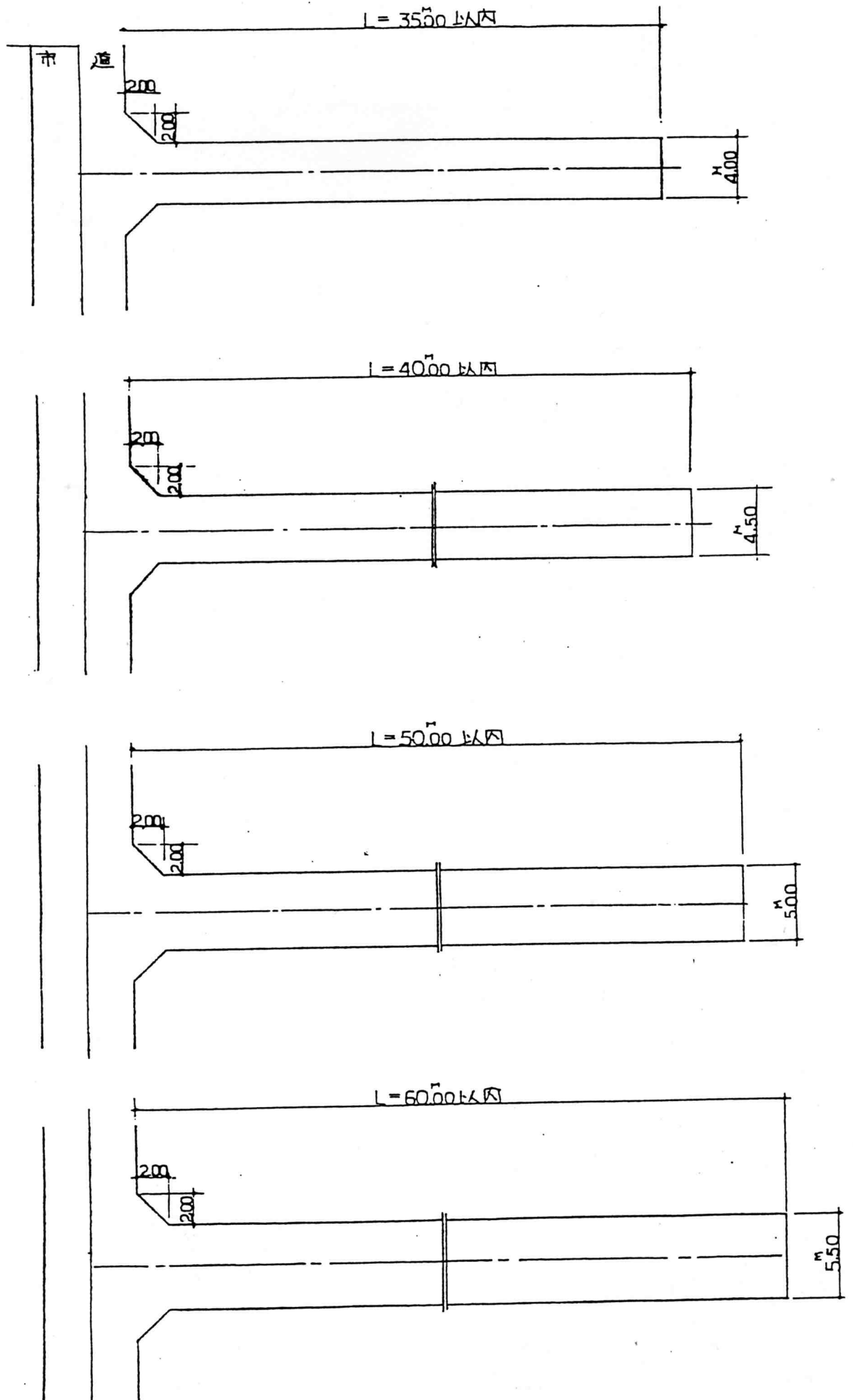
3-1

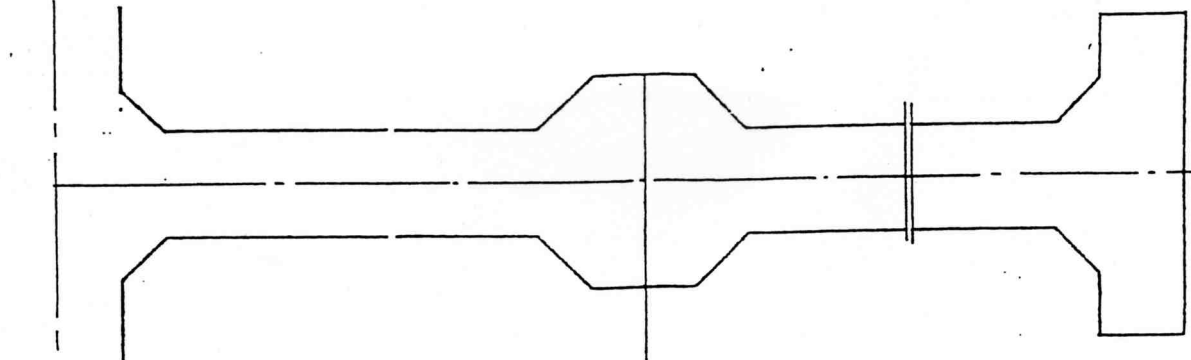


3-3

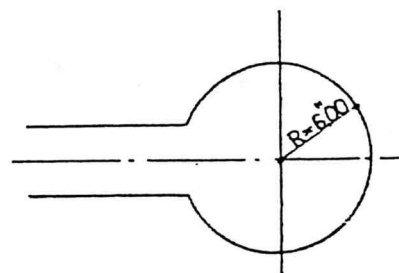
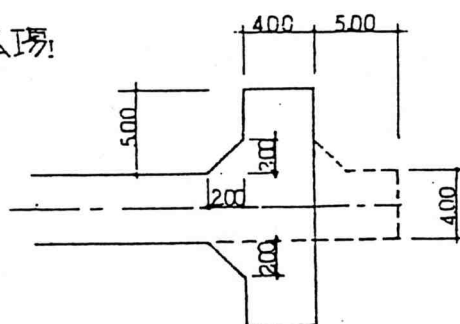


建築基準法で定められた後小の道路基準(県規則)



		
$W = 4.00$ の時	$L = 35.00$ 以内	$L = 10.00$ 以下の時末端の転回広場不要
$W = 4.50$ "	$L = 40.00$ "	"
$W = 5.00$ "	$L = 50.00$ "	"
$W = 5.50$ "	$L = 60.00$ "	"

終端の転回広場



途中の転回広場

